

発議案第3号

幼児教育・保育の無償化，待機児童解消，保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書について

標記について，会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	藤	澤	由	蔵
賛成者	盛岡市議会議員	鈴	木	礼	子
〃	〃	浅	沼	克	人
〃	〃	竹	花	せい	子
〃	〃	兼	平	孝	信
〃	〃	鈴	木		努
〃	〃	宮	川		寿
〃	〃	竹	田	浩	久
〃	〃	高	橋	重	幸
〃	〃	守	谷	祐	志
〃	〃	鈴	木	俊	祐

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

幼児教育・保育の無償化，待機児童解消，保育士の処遇改善の ための必要な措置を求める意見書

子育て世代の負担軽減に向けて，2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されています。無償化の実施に当たっては，保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いることや，喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあってはなりません。

よって，国においては，必要な財源を確保し，誰もが安心できる無償化を実現されるよう，下記事項について強く要望します。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化に当たっては，地方自治体の負担増とならないよう全額国費で行うなど，国として財政措置も含めてあらゆる必要な措置を行うこと。
- 2 給食食材費は，実費徴収化ではなく無償化の対象とすること。
- 3 無償化の対象とされている認可外保育施設については，認可施設と同等の保育を保障できるよう，認可化の促進など国として必要な措置を講じること。
- 4 無償化の実施によって保育の質的・量的拡充が停滞することがないよう，国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については，無償化によって需要が喚起されることが予測されるため，国として認可保育所の整備計画を立て，保育所等整備交付金の増額など支援の拡充，必要な財源措置を行うこと。
- 5 保育士等職員の配置基準の改善，賃金の引き上げなど，処遇改善のための公定価格の改善等必要な措置を行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年3月27日

盛岡市議会